

山口県内浄瑠璃関係資料の分布について

―当館所蔵資料による見通し―

重田 香澄

はじめに

本稿では、当館所蔵資料の浄瑠璃本の中から、稽古本（抜き本）の分析を通して、近世から近代における山口県内の浄瑠璃、主に素人の浄瑠璃のありようについて考察する。

浄瑠璃とは本来、三味線等による伴奏が付いた語り物の一形式を指すことばであったが、近世前期、その一流派である義太夫節が人形芝居と結びついて、人形浄瑠璃として人氣を博し、席卷したことで、浄瑠璃といえば義太夫節を指すほどになった。本稿でもこれに倣い、特に断りのない限り浄瑠璃を義太夫節の意で用いる。また、現在人形浄瑠璃というと文楽座の三人遣いの人形による芝居が一般的だが、各

地にのこっている浄瑠璃系の芸能は必ずしも三人遣いの人形を使っているわけではない。そのため、「人形芝居」等と称しているものもみられるが、今回は便宜的に「人形浄瑠璃」で統一しておく。

人形浄瑠璃発祥地の大坂（大阪）はもとより、それと結びついた淡路、阿波の座を中心におこなわれた旅興行によって、人形浄瑠璃はほぼ全国に広まっていき、一八世紀半ばから板行されるようになった稽古用の本や独習本も広く流布した。大坂の芝居小屋は、竹本義太夫他、主立った脚本家・演者の没後や、演目に制約を受けた天保改革期以降、芝居小屋が定まる明治初期まで、低調になったこともあったが、そのような時期には畿内のみならず地方へも出稽古が積極的

におこなわれ、むしろ趣味として普及した。その結果人形浄瑠璃を専業としているわけではない、趣味として家業の傍ら浄瑠璃を楽しむ人々＝素人は、一八世紀末には相当数いたと考えられている。彼等が各地で「連」等と呼ばれる団体を



図・表1 山口県の人形浄瑠璃

地域	名称	種類	創始年代	由来
① 柳井市	豊笑座の糸操り人形	糸操り	明治初期	伊陸糸あやつり人形芝居(浪花節系)に関わった永田増次郎等が地元の浄瑠璃連と一緒に始めた。
② 周南市熊毛	安田の糸あやつり人形芝居	糸操り	江戸後期	阿波の商人が伝えた。
③ 周南市熊毛	勝間浄瑠璃		明治中期	大阪文案の師匠を呼びならつた。
④ 光市	島田人形浄瑠璃芝居	三人遣い	江戸後期	室町時代起源といわれる人形芝居を、旅の芸能者等に教わって洗練した。
⑤ 山口市徳地	徳地人形浄瑠璃	串人形	明治中期	義太夫節が流行し始めたところで、大阪から来た文案の師匠になつた。
⑥ 防府市	大道人形浄瑠璃	串人形	江戸末期	
⑦ 美祢市美東	綾木人形芝居	串人形		
⑧ 山陽小野田市	殖生人形浄瑠璃	三人遣い		
⑨ 下関市豊田	秋葉新楽座人形芝居	三人遣い	江戸末期	近在になつた。

作り、折々に活動していた^⑤。
これは現在の山口県域である防長二国も例外ではなく、一八世紀後半から一九世紀にかけて、県内各地で人形浄瑠璃がおこなわれるようになっていたものとみられている。

これらについては、山口県教育委員会が平成十二年(二〇〇〇)に実施した民俗芸能調査において、断絶に近い状態のものも含め、当時の時点で確認可能なものをまとめており、概要は図・表1のとおりである^⑥。大半が海沿いに伝存、活動している。成立時期は江戸後期から明治まで様々だが、わかる限りの由来と併せてみると、おおよその傾向として、江戸時代起源は旅の興行者等に習い、明治時代に入ると大阪文案座の出稽古等で教わっているといえる。これは先に述べた浄瑠璃の広がり方とも矛盾しない。これらの多くは昭和四十年前後に消え、同五十年代以降に地元有志により復活し、守られるべき「伝統文化」へと性格を変えていった。それまでは庶民の娯楽として、また趣味として、祭りに奉納されるだけでなく、県内の素人の大会が開かれたり、慰問活動がおこなわれたりと、広く根付いていたようである^⑦。

当館所蔵資料中、浄瑠璃の広がり、在り方を知ることのできる資料は、大きく次の四種に分類できる。①芝居興行の

実施、運営に関わる資料。藩及び県からの各種法令・布達の他、諸家文書中の興行開催に関わる文書群^②。興行の観覧に関わる資料。諸家文書中に含まれる興行のチラシや番組、パンフレット等^③。③浄瑠璃の実演・習得に関わる資料。稽古本や村芝居関連資料等^④。④二次、三次受容に関わる資料。抜文句や手習本等、実際に観るのでも演ずるのでもないが、浄瑠璃で語られること(コンテンツ)に触れている、触れていたことが知れる資料^⑤。

本稿が分析対象とするのは③だが、当館所蔵資料中に村芝居関係資料はさほど多くない。ただ、村芝居の運営方法等については、他地域において豊富な資料をもとにした研究が多くなされており、当館所蔵資料も他事例から大きく逸脱することはないであろう^⑥。しかし、稽古本を含む浄瑠璃本は、その多様さと膨大さゆえに、これまで手の着けにくい分野であつたらしく、事例の蓄積も多いとはいえない。そのような中、近年神津武男氏によってほぼ全国的な浄瑠璃本の流布が明らかにされ、本及び板元の体系的な分析と整理がおこなわれた^⑦。氏の仕事に導かれつつ考察していきたい。

尚、本論に入る前に、いくつか断っておく。まず術語につ

いて。浄瑠璃本の呼称と種類についても神津氏が整理されている。それによると、現在稽古本というと、作品の一部(段の半分)を掲載した四行から六行の版式の本を指すが、現在という丸本(作品全体を掲載した本)も、「稽古本」と称した時期があつたという。そのため、「稽古本」を術語として用いるのは適切ではないとして、当時の用語に拠って、氏は丸本を「通し本」、稽古本を「抜き本」としておられる^⑧。本稿もこの見解に従い、以下、抜き本で統一していく。

次に当館所蔵資料群による分析の限界について。当然ながら、当館の所蔵資料が県内全域の当時の状況を欠くことなく伝えているわけではない。特に、下関地域の諸家文書は他地域に比べて少ない等、地域的な偏りがある。また、収蔵された資料(本稿の場合は主に書籍)が、その家の資料群の全てであるわけでもない。更というと、当館に所蔵されるものは、その家での役割をある程度終えている場合がほとんどで、現在も使われ、読まれているものは、当然ながら当館には入らない。

そのような母集団から抽出されるデータの精度・確度には疑問が向けられて然るべきである。しかし、県内関連資料を最も広範囲に、まとまった点数で所蔵しているのはおそ

らく当館である。ここで得られた結果は、関連資料により検証されて初めて使えるものといえる。本稿は抜き本の広がりから知られる浄瑠璃受容のあり方を探る叩き台というべきものであることを断っておく。

一 関連資料の分布と特徴

（１）抜き本

当館所蔵文書の内、抜き本を包含する文書群を整理したものが本文末の別表の A 部分である^⑬。今回の調査対象は諸家文書で^⑭、分析項目は各家の身分、関連地域、年代の三つ、データ採録方針は次のとおりである。

家名については、原則として当館諸家文書の文書群名から「文書」の文言を除いたものとした。文書群名では、同一苗字の家については所在地を括弧付きで加えることで区別しているが、本表では別に所在地の項目があるので除いてある。また、当館文書群名、つまり最終的に当該資料を所有していた家と、その資料を実際に利用していた家が異なる場合は、後者の名を採った。例えば、津田家文書（千葉市）は現在的美祢市厚保本郷で畔頭を務めた藤本家文書を包含

しており、今回の調査対象の浄瑠璃本も、書込みから藤本家のものと判断される。このような場合には藤本家の名を出すようにしている。これについては別表欄外の注記を参照いただきたい。

身分については、まず武士・農漁民・商人・その他に分類し^⑮、その下の分類として寄組・大組、庄屋・畔頭等、身分ごとの階層を設けた。原則として当館文書目録に記されている関連記述の中で、最も上位の身分のものを採った。江戸時代の活動の様子が資料上窺えず、近代以降の文書で構成されている文書群は「その他」の「近代」に分類した。研究者や趣味のコレクション系の文書群も「その他」の「コレクション」に分類してある。

関連地域はほぼ居住地域のことであるが、資料入手もしくは利用時点の居住地と当館寄贈時の居住地が異なることが往々にしてある^⑯。その場合には資料入手時点の居住地を取つてある。武士に関しては主な活動地域が萩の場合は萩としている^⑰。

年代については、今回は大まかな分布を知ることが目的なこともあり、江戸時代、幕末から明治にかけて、明治以降、の三つに大別して把握するにとどめた。判断の根拠として

は、刊記（この場合は板についての記述）があるものはそれに従っている。但し、抜き本の場合、そもその装丁が仮綴じということもあり、館蔵資料も多くが破損したり、各家で表紙が付けられたりして、該当する記述がない、もしくは見られないものも多い。その場合は板元の名称、持ち主の署名及びその他書込みから判断した²³⁰。そのため、書込みから年代を採った場合は、刊年ではなくその頃にその家にあつた、もしくはそれ以後にその家に入ってきたことを表すに過ぎない場合もあるが、それでも今回の調査の目的はある程度達せられるものと考ええる。尚、加嶋屋清助板や大津屋（佐々井）久兵衛板のように江戸時代か明治時代か、はつきりと分けられないものは「幕末明治」に分類した。

刊記、板元名称、書込みのいずれもないものについては年代未詳としてある。また、刊記と実際の刊行年代が異なっていたり、修訂が表に出なかったりといった、所謂板と刷の問題も勿論考慮されるべきだが、ある年以前または以降に存在していたことを表すだけで事足りる今回の調査の性格上、情報としては捨象した。伝来によって生じる刊行年代と資料入手年代（時代）のズレについてはわかる範囲で考慮し、表中の数字に反映させた。特に注意の必要なものについて

は次章にて詳述する。

別表の A 部分を地図に落としたものが図 2・3 である。江戸時代と明治時代の違いをみるために、年代に関して明確に線を引くことのできない「未詳」は除いてある。武士・農漁民・商人・その他で形を分け、農漁民・商人については役付を黒、それ以外をグレーにした。資料点数の多寡は反映していないので、別表を参照いただきたい。

地域的には、県内に満遍なく分布している。海沿いは西廻り航路沿い、内陸部はおおよそ山陽道や山代街道、中往還石州街道沿いとみられ、基本的には人の流れに従って広がっていったということの問題なからう。図・表 1 の現在辿れる人形浄瑠璃の分布は県の南半分に集中していたが、それに加えて、日本海側でもおこなわれていたことが窺える。江崎や仙崎等は、江戸時代には西廻り航路の港町であり、同航路に沿った広がりと考ええると、むしろ当然といえよう。

身分的な分布としては、全体的に武士は抜き本を持っている家が少ない。農漁民と商人では農漁民の方が村役人層の所持率が高いと言えそうである。

また、これは別表にて数字をみるとわかるように、商人、特に年寄役を務める上層町人の所持点数が他を圧倒してい

る。これは表中「江戸」と「幕末明治」、江戸時代から明治前期くらいまでの本に顕著である。これについては、当時の資本文化も視野に入れて次章で触れる。

身分的な広がりについて更に見ると、図2から図3へ、グレーの三角が増えており、明治時代以降に役勤めのない商家での本の所持が増えたことがわかる。一方、農漁民は幕末明治期までに入手すると、その後の買い足しがあまりおこなわれなかったらしいことが図3の白抜きひし形の数からわかる。

ここで、図2・3の両方で白抜き表示した幕末明治期の本の分布を別表で確認すると、点数のピークがこの時期にある家や、この時期の本しかない家もある。また、商人より農漁民の方がこの時期の本を所持する家が多い。

これらの違いを考える上で参考になると思うのが徳地人形浄瑠璃の由来である。もともと人形芝居が行われていたが、明治十年頃から村内に浄瑠璃が流行し、そこに大阪文楽の太夫等が来て教えたことで現在の形になったといわれる^{10a)}。

この話は、一般に素人浄瑠璃が増えたといわれる化政期ではなく、幕末辺りから明治初期くらいにおける広がりを

窺わせる。農村部への浸透には多少時間差があったと考えてもよさそうである。また、一般に村芝居は村ぐるみで運営され^{10b)}、それは山口県域も例外ではなかったものと思われる^{10c)}。それを踏まえると、抜き本が村役人の家に蓄積されることが多いのも、経済力的にも納得できよう。更に、現在も活動している村芝居を見ると、上演演目が決まっていることが多い。演目数が減ったという現在よりも前、活動が活発だった頃に上演していた演目数をみても、幅広いレパートリーというわけではなかったようである^{10d)}。次から次へと新しいものに手を出すのではなく、定番演目の習熟に注力したのであろう。この辺りから商人との分布の違いが説明できそうである。

以上から、山口県域での浄瑠璃人口の広がり方を以下のように捉えることが可能と考える。まずは上方で素人の浄瑠璃が増え始めた一八世紀末、主要交通路沿いの町年寄・庄屋層を中心に抜き本所有が増えていき、天保く明治前期に周辺部の畔頭層へも広がっていく。地域差や個人差はあるだろうが、大勢として町（富裕層）から周辺へ、点から面への広がりを想定できるのではないだろうか。

(2) その他素人関係資料

抜き本の他で素人の活動が窺える資料を表2に挙げた。各項目の採録方針は抜き本と同じで、文書名、年代は当館データベースの記載に従っている。

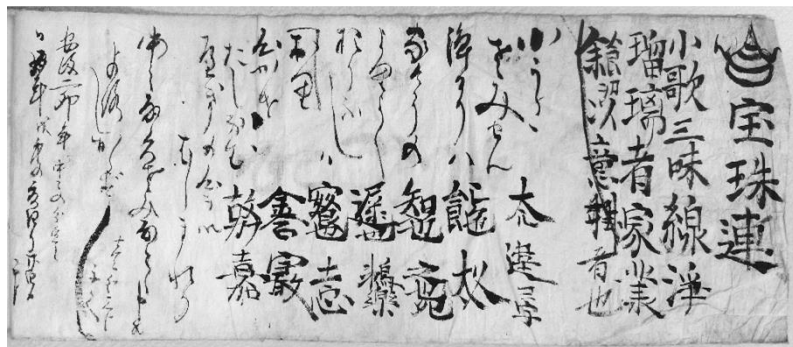
佐川家や山根家、吉崎家の文書はそれぞれの村芝居・連に関する役務文書である。どの家も年寄格の家で、多くは芝居関係の帳簿である。山根家文書193「しよるりけいこれんはん帳」(写真)は、現在の岩国市玖珂で結成された「宝珠連」の構成員が、小唄、三味線、浄瑠璃等について、家業の余力のあるときに嗜む程度にやるべきものである旨を漢文と和文で記したものに署名したものである。年寄が、出納だけでなく構成員の統制もこなっていたことが窺える。

木津屋家の文書は浄瑠璃の独習書、堀江静子家の文書は同家が呉服商を営んでいたことによると思われるもので、同家

表2 諸家文書中の素人浄瑠璃関係文書

身分	関連地域		家名	番号	文書名	年代
農	庄屋	平生町 佐合島	佐川家	1333	八幡宮にて吊人形芸仕節諸入目控帳	文政3年[1820] 8月15日
				1334	八幡宮におみて人形芝居仕候節諸入目帳	文政4年[1821] 8月15日
				1335	〔氏神ニおみて人形しばい市仕之分諸入目帳〕	文政4年[1821] 8月16日
商	浦年寄	上関町 室津	吉崎家	404-57 (20の19)	覚(人形代等付立)	1月23日
	市年寄	岩国市 玖珂本郷	山根家	193	しよるりけいこれんはん帳	卯. 3. 13 (安政2年[1855])
				194	芝居一途小遣ひ帳	
		岩国市 広瀬	堀江静子家	125	浄瑠璃肩衣見本帳	
		山口市 山口	木津屋家	245	浄瑠璃早合点	明治34年[1901]

写真 「しよるりけいこれんはん帳」 (山根家文書 193)



の活動というよりは、この文書の存在によって、浄瑠璃関係のモノの需要と、浄瑠璃をおこなう集団の存在が窺えるものである。この類の文書は武家文書群の中には見られず、抜き本の分布と併せて、浄瑠璃に対し、武士が嗜む・やるものという意識は希薄だったのではないかと考えられよう。

二 蔵書の動き

前章で触れたとおり、当然ながら蔵書は移動することもある。購入や譲渡、持ち込み等、理由は様々だが、場合によっては年代や経緯を推定できる。今回の調査対象中にも、持ち主の変遷を経たものもある。別表の数字に影響を与える、特に注意を要するものについて以下に検討する。

(1) 国司家

国司家は萩藩寄組の武士である。近代文書と和漢書が心の文書群だが、少なくとも今回検討した抜き本については、表3のとおり、ほとんどに同筆とみられる「桑原」の書き込みがあった。「年月日」は基本的に書込み由来の情報である。板元を見ると、天保期から板行を開始した加嶋屋清助

表3 国司家文書中の稽古本と書込み

番号	文書名	年月日	種	板元	書込み
和漢 164	伊豆仇討餞別の段 十段目		写		「船路／桑原氏」
和漢 165	総合太功記 五段目肩注進		板	玉水源次郎	「桑原姓」
和漢 166	花機合稽掲布染 四冊目	文化11年[1814]	板		
和漢 167	夕霧阿波の鳴門 揚屋の段		板	天満屋源次郎	「桑原氏」
和漢 168	蝶花形名歌嶋台 八冊目		板	佐々井治郎右衛門、 榎並屋喜久蔵	
和漢 170	楠昔噺 三段目		板		「桑原氏」
和漢 171	奥州安達原	宝暦12年[1762]	板		
和漢 172	伊達娘恋緋鹿子 四之巻		板	玉水源次郎	「桑原氏」
和漢 173	絵本太功記 本能寺の段		板	加嶋屋清助	「桑原姓」
和漢 174	傾城阿波の鳴門 八段目		板		「桑原姓」
和漢 175	奥州仙台女敵討(写)	寛政1年[1789]	板		
和漢 176	仮名手本忠臣蔵 八段目		板	玉水源次郎	「桑原姓」
和漢 177	仮名手本忠臣蔵 三幕目		板	加嶋屋清助	「桑原姓」
和漢 178	菅原伝授手習鑑	延享3年[1746]	板	表	
和漢 179	妹背山婦女庭訓 三の切		板		
和漢 180	忠臣蔵二度目清書 寺岡切腹段		板	加嶋屋清助	「桑原姓」
和漢 181	玉藻前旭袂 三の切		板	加嶋屋清助、綿屋喜兵衛	「桑原姓」
和漢 182	菅原伝授手習鑑 四の切		板	加嶋屋清助	「桑原姓」
和漢 183	増補国性爺		板	阿波屋九兵衛	「桑原百三」

のものが多くことから、幕末明治期くらいまでに桑原家で形成された蔵書が、縁組等によって国司家に入ったと考えられる。

この桑原氏は和漢¹⁶⁴の書込みによれば、船路村の桑原氏で、国司家文書2「桑原家先祖の由来一件書類」中、大正四年（一九一五）和泉国泉北郡郷莊村長宛国司百蔵書簡に、「私出產地は、周防国佐波郡「徳地」船路村字下庄菅原姓桑原氏ニ生ル、代々村役仕候、…」とあり¹⁶⁵、江戸時代には村役人を勤めていた家で、差出の国司百蔵は同氏出身であることがわかる。となると、少なくとも「桑原」書込みのある書籍群は村役人クラスの桑原家で形成され、百蔵の国司家入りに伴って持ち込まれたもので、国司家蔵書としての抜き本群は近代以降に形成されたものといえることができる。

つまり、国司家抜き本群はほぼ農民由来の蔵書群といえる。尚、別表の国司家・桑原家の記述は以上の見通しにより調整してある。

そうなると、武士の家で抜き本を所有している志道家の特殊性が際立ってくる。志道家抜き本群には他者の所有痕はみられないが、節付や読みがなの書込み等の使用痕もありみられない。これについては現時点で十分な材料がな

く、見通しも立っていない。今後の課題としたい。

（2）小野家他

小野家は現在の萩市江崎の浦年寄等を務め、幕末には江崎浦の越荷方頭取も務めた家で、多数の和書を所持していた。抜き本を一覧すると表4のとおりである。「年月日」は表3に同じく、書込み由来である。

同家も他家からの移入が多い。ただ、専ら桑原家旧蔵書で構成されていた国司家と異なり、様々な家の蔵書が入っている。しかも、他家の書込み等は江戸後期から明治前期くらいまでのもので、それ以後のものはみられない。そして、これら他家の旧蔵書と同時期かそれ以後の小野家の蔵書もある。

このことは、縁組等によってある家もしくはある人物の蔵書群がそのまま移入したというよりは、小野家の旧来の蔵書群に、ある一時期、もしくは段階的に、様々な家から書籍が移入されたことを示す。しかも、同家蔵書群には、今回紹介した本にみられるものと同じ書込みを持つ別分野の本もあり¹⁶⁶、抜き本に限らない書籍の集積がおこなわれていたものと考えられる。小野家に移入した時期は、他家旧蔵書

表4 小野家文書中の稽古本と書込み

番号	文書名	年月日	種	板元	書込み
983	烈女の鑑(浄瑠璃本)		板	佐々井治郎右衛門	
1075	鎌倉三代記八ツ目・切・薫樹累物		板	佐々井治郎右衛門、 榎並屋喜久蔵	「青木氏」
1076	語十橋の段		板		
1076	傾城阿波の鳴門	明治	板		「明治このとし／青木姓」
1077	関取千両蔵		板	加嶋屋清助	
1078	関取千両蔵		板	加嶋屋清助	「中／大谷氏」、「下玉／ 大谷惣太郎用」、黒丸「長 陽／田万／太直」
1079	八陣守護城		板	玉置清七	「小野」、「此主小野」
1080	秀州阿漕浦鈴鹿合戦 平治住家 段		板	加嶋屋清助	「藤井忠平」
1081	義経腰越状・心中紙屋治兵衛		板	玉水源次郎	「■■■■」
1082	妹脊山婦女庭訓		板	加嶋屋清助	「此主小野清昌」
1083	本朝廿四孝		板	加嶋屋清助	「江崎／小野」
1084	伊達娘恋緋鹿子		板	玉水源次郎	
1085	国性爺合戦		板		「本主安整翠」合綴
1086	妹脊山婦女庭訓		板	加嶋屋清助	「青木氏」、「万延年申仲 無月／石田重都伝／横 田一泉」
1087	日吉丸権桜		板	天満屋安兵衛、和多 屋喜兵衛	「中むら」
1089	忠臣蔵	明治	板	柏屋宗七、美濃屋嘉 兵衛	「明治千秋下句／青木頼 虎」
1090	蝶花形名歌謡台		板	佐々井治郎右衛門	「青木氏」、黒丸「石州／ 益田／崎崎屋」、「石州／ 高角／生田屋」
1091	花壇会旗掲布染	天保13年[1842]	板	紙屋興右衛門	「青木」
1092	毛谷村の段		板	玉水源次郎	「花目」
1093	箱根靈験 十冊目口		板	柏屋宗七、美濃屋嘉 兵衛	「此本かすことおしくは… ／中村氏」
1094	一谷嫩軍記	明治4年[1871]	板	加嶋屋清助	「明治4年秋下句」、「青木 はた」
1095	加賀見山旧錦絵	明治10年[1877]	板	本屋清七	「明治十年小春中旬／青 木はた／津田房女おら ひ」、「石井屋」
1096	恋歌の意趣		板	菊屋七郎兵衛、菱屋 治兵衛、鶴屋善右衛 門、吉野屋勘兵衛、 平野屋茂兵衛	黒丸「江崎／大福屋」
1097	仮名手本忠臣蔵 七ツ目		板	天満屋源次郎、和多 屋喜兵衛	
1098	奥州安達原 三ノ切	元治元年[1864]	板	加嶋屋清助	「■(元カ)治元年」、「石 州久城村／野村姓」、「元 次元年年子／四月吉日／七 拾六銭書之／塗師屋茂 兵衛」
1100	伊達娘恋緋鹿子	文政4年[1821]	板	天満屋源次郎、天満 屋安兵衛	「此主竹中氏／文政四年 己ノ正月吉日」
1101	妹脊山婦女庭訓 三ノ切		板	加嶋屋清助	
1102	おちよ・半兵衛青庚申 八百屋の 段		板	玉水源次郎	黒丸印、判読不能
1103	妹脊山婦女庭訓 三ノ切		板	加嶋屋清助	「戊辰春中旬／青木頼 口」
1104	彦山権現誓助飢 五ツ目		板		黒長方「今利屋」
1105	仮名手本忠臣蔵		板	加嶋屋清助	「此主／小野正器」
1106	新うすゆき物語 清水花見の段		板	紙屋興右衛門	黒丸「長州／江崎／美口 屋」
1107	一谷嫩軍記 三ノ切	文久2年[1862]	板	加嶋屋清助	「于時文久二年戊仲秋石 田重都伝／安甫翠」
1108	烟袖鏡 庵室の段		板	玉水源次郎	「此主／小野」
1109	花上野誓の石碑		板	佐々井久兵衛	
1110	壇浦兜軍記		板		
1111	仮名手本忠臣蔵 四段目		板	玉水源次郎	「主井新宅／主花江」黒 長丸「長陽／江崎／安江 改」
1112	妹脊山婦女庭訓 三ノ口		板	加嶋屋清助	「此ぬし小野白嶺」
11170	妹脊山婦女庭訓 三段目		板	玉水源次郎	「此本をかすことおしくは …」
11171	妹脊山婦女庭訓 三ノ切		板	玉水源次郎	「青木氏」
11172	義経千本桜		板	加嶋屋清助	「つちのへ辰の春中旬／ 青木／頼奥」

の書込み年代から、明治に入ってからと考えてよいだろう。

これに関して特に注目したいのが、旧所有者の中に、小

山口県内浄瑠璃関係資料の分布について (重田)

野家と同じ江崎の家が散見されることある。表4の書込み
欄中網掛部分がそれにあたるが、正確には多くが書込みで

はなく蔵書印である。しかも、黒印で所在地と屋号を記している。このような蔵書印の捺されたものは、貸本屋というほどではないにしても、貸本にされていた可能性が高いという⁵³⁾。実際、貸本に供されていたと思しき書込みをもつ本もあり⁵⁴⁾、貸本とみて大過ないであろう。

このような性格の小野家抜き本群を、国司家のように処理するのは妥当とはいえないだろう。複数の家が同時に似たような機能を果たしていた可能性が高いということ、別表では「小野家他」として一括で群扱いすることとした。

そうなると気になるのが借り手は誰かということである。

小野家も他家も、貸出目録のようなものは残っていないので確言はできないが、重複するタイトルもあることから、江崎内、または町人同士での貸借の可能性はあまり高くはないと考える。また、これらの本に小野家の所有を表す書込みなり、同様の蔵書印なりはみられない。小野家に入った段階で、貸本としての役割を終えていた可能性が高い⁵⁵⁾。

前章において、江戸時代年寄・庄屋格中心だった抜き本の所有が、幕末明治期以降農村部や役のない町人へも広がっていくことを指摘した。そのような動きと、町人所有の抜き本の貸本流通とその集積（＝終焉）の動きは裏表といえ

るのではなからうか。

徳地人形浄瑠璃や島田人形浄瑠璃芝居の由来をみてみわかるように、村ぐるみでおこなわれる村芝居においては、浄瑠璃本が村役人等によって用意された時から人形浄瑠璃がおこなわれるようになって村人が浄瑠璃語り等をやりだすというよりは、浄瑠璃なり人形芝居なり、もともになるようなものが何らかのかたちでおこなわれていて、そこに何かのきっかけ（徳地ならば文楽座の稽古、島田ならば旅の芸能者）によって整備・洗練されていく。つまり、村ぐるみの動きになる前段階、流行の始まりの段階が必ずあるはずで、その時点から農村部で多くの本を持てたとは考えにくい。逆に、人形浄瑠璃をするとなれば、本も買おうということになるであろうし、買えば借りる必要もなくなろう。興味はあるが本格的な投資はできない段階、「点から面へ」の「点」の時代を支えたのがこのような本だったといえるのではないか。

推測に推測を重ねる形になってしまったが、小野家他抜き本群は、江戸時代と明治時代をつなぐものであり、江崎浦周辺の文化的な関係を窺わせるものであるといえよう。このような状況が他の蔵書群にも想定できるのか、現段階で確言できるだけの準備はない。ただ、見通しとして、近年進

展している蔵書群研究において、村役人、町役人層は地域の文化の向上・充実に意を用いており、蔵書群もある程度は地域に還元する目的で形成されたとの指摘があることを紹介しておきたい(88)。

三 庶民の娯楽としての浄瑠璃

ここで、抜き本及び浄瑠璃の受容相の対比として、謡本の分布に目を向きたい。能・狂言の詞章に節をつけた謡(謡曲)は、室町時代後半には素人も嗜むようになっており、江戸時代には寺子屋の教材になる等、浄瑠璃よりも早くから、似たように広く社会に浸透したものととして知られている(89)。

また、詞章の右側に節付の点を振っていく記譜法も似通っており、浄瑠璃そのものが成立時点で謡の影響を大きく受けていたことも指摘されている(90)。幸い、当館諸家文書中には謡本も多数あり、比較の上で数の不均衡が問題になることもないものと思われる。江戸時代において似たような位置づけにあったとされる両者の分布の比較を通して、差異も明らかになるう。

このようなわけで、謡本に関しても抜き本と同様の方針

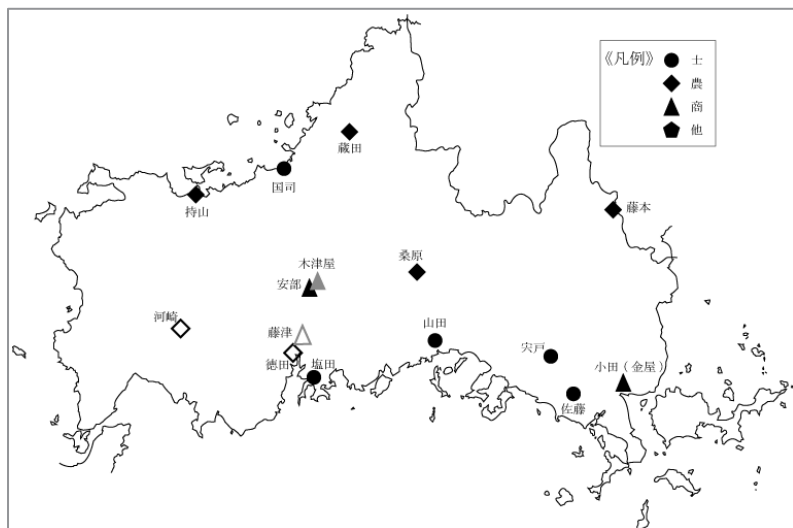
でデータを採取したものが本文末の別表B部分である。但し、当館所蔵の江戸時代の謡本は多くが写本である。そのため、江戸時代書写と思われるが「未詳」に回さざるを得なかったものが多くあることを断っておく。

これについても、第一章の抜き本同様に、分布を示したのが図4・5である。

一見して武士の所有家数の多さがわかる。明治時代に入ると、所有家数が特に陪臣層に増えている。農・商についても、江戸時代においてはやはり庄屋格・年寄格の家、特に大年寄や幕末の越荷方等、武士とのやりとりも多い家での所有がほとんどで、役勤めのない層の所有は明治時代以降となっている。

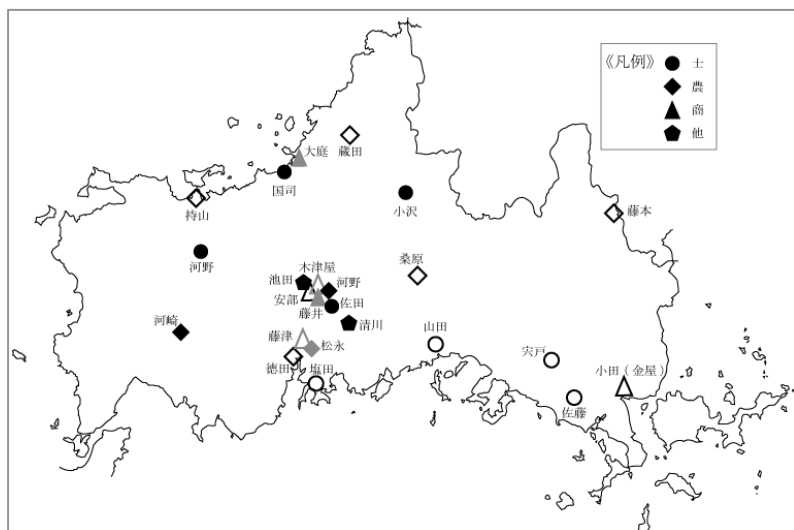
そもそも、謡本は浄瑠璃本に比べると板本・刊本化されたものが限られていた。江戸時代においては観世流の板行は盛んにおこなわれたが他流は遅れ気味で、謡の習得に当たっては師匠に付きながら、自らまたは師匠等によって写本が作成されることが多かったようである(91)。それが明治時代に入り、版權の問題や本の質を担保する必要もあって、一挙に板行されるようになっていった。明治時代末、大正時

図4 謡本の分布（江戸）※白抜きは幕末明治のみ有の家



山口県内浄瑠璃関係資料の分布について（重田）

図5 謡本の分布（明治）※白抜きは幕末明治までのみ有の家



七〇

代、昭和前期と、定期的に全集的な刊行もおこなわれ、それに合わせてまとめて購入していた家もあったようである^⑧。このため、謡本は抜き本以上に江戸時代と明治時代以降で入手のしやすさに大きな差のあるものであり、それも分布に影響しているだろう。

とはいえ、全体的に武士とその周辺の所有家数の多さには変わりはない。この辺りのことを考えるのに興味深いのが小田家文書（柳井市金屋）中の謡本群である。同家は元禄年間に柳井津町金屋に移り住んだ商人で、町年寄を務めたほか、江戸時代後期には勤功により岩国領^⑨の士格に取り立てられ、幕末には大組にまでなった^⑩。別表にあるとおり、抜き本も多数残っているが、謡本もかなりの点数がある^⑪。ここでは謡本の方を表5に示す。データ採録方針はこれまでの表3・4と変わらないが、板元ではなく書写者を記録してある。

前述のとおり、写本が大半を占める。小田家の場合、本文と書込みの筆跡がおおよそ同じ

表5 小田家文書（柳井市金屋）中の謡本と書

番号	文書名	年代	刊写	書写者	備考
和漢 137	下懸嘶謡大成	享和元年[1801]	板		
和漢 138	下懸嘶謡大成	享和元年[1801]	板		文政9に点、嘉永7に改訂
和漢 139	下懸嘶謡	享和元年[1801]	板		
和漢 140	[下懸謡大成]	貞享4年[1687]	板		「五冊ノ内」トアリ
和漢 141	小謡		写		「甲戌年」
和漢 142	舞附		写		
和漢 143	龍田		写		後部白紙に「諸遣帳」ナド
和漢 144	雲林院月宮殿	宝暦13年[1763]	写	むろや政太郎	
和漢 145	柏子附くうたい本(船弁慶・山姥)		写	小田富太郎	
和漢 146	[謡本](船弁慶・自然居士・東北ほか)		写		
和漢 147	[謡本](老松・三笑・頼政・項羽ほか)		写		
和漢 148	謡(船弁慶)		写		朱「山に叶」
和漢 149	[謡本](序舞・出羽・神楽ほか)		写		
和漢 150	嘶(一角仙人ほか)		写		
和漢 151	[謡本](高砂・誓願寺・呉服)		写		
和漢 152	[謡本](高砂・羽衣ほか)		写		
和漢 153	うたい本(羽衣・自然居士)		写		
和漢 154	[謡本](高砂ほか)		写	室廼屋早梅	
和漢 155	[謡本](竹生島・三輪)		写		「小田姓」
和漢 156	吉野山新撰		写		「む路や」
和漢 157	童田・三輪・かつら城		写		「小田氏」
和漢 158	謡本(東北・湯屋ほか)		写	小田富太郎	
和漢 159	野の宮		写	布や宗政	
和漢 160	兼平		写	貞末新次郎	
和漢 161	[謡本](雲雀山ほか)		写		
和漢 162	[謡本](えびら)		写	室屋角次郎	
和漢 164	俊成忠度		写		「小田氏」
和漢 165	杜若		写		堅めの紙
和漢 167	月宮殿・竹生島		写	小田井畝	「丙午五月十一日迄」
和漢 168	紅葉狩		写	小田井畝	「五月十一日迄写之」
和漢 172	北流謡(高砂ほか)		写		
和漢 173	[謡本](しぐれの松ほか)	嘉永5年[1852]	写	室廼屋早梅	
和漢 185	白楽天 全		写		
和漢 245	小謡集		写	小田孝十郎	
和漢 246	北流 百番之外雑子謡		写		

で、使う本は自ら書写していたようである。表中の小田家の書写者は、井畝以外は他資料等より江戸後期以後の活動が確認されている。抜き本に表れる名や共通する書込みもあり、いずれも一九世紀前半を中心に形成されたものと考えられる。

ただ、抜き本はちょうど一九世紀初頭くらいから山口県域を含めた地方でも増え始めるものであるのに対し、謡本はそれ以前からあるはずのものである。同家が士格になるのが寛政七年（一七九五）からで、謡本のほとんどがそれ以後の書写、もしくはそれ以後に入手して朱を入れる等手を加えた（使った）とみられるものである。同家の身分の上昇に伴って謡本の蔵書が形成されたとみることができよう。謡はやはり武士と、それに直接連なる者達の嗜みだったのである。

また、地理的な分布も特徴的である。基本的に交通路沿いだった抜き本に対し、謡本の分布は城下や給領地等、各拠点に集中する形を取る。特に近代以降はこの傾向が顕著で、山口近辺に集中している³⁹⁾。山口に関しては近世の身分を問わず所有しており、県庁所在地として諸施設が充実していく中、所謂都市生活者の嗜みのような側面を持つていつ

た可能性も考えられよう。

これに関しては、近代において県下随一の商業都市であった下関が、図4・5で空白となつているために、本当に都市生活者に支持されたと評価できるのかという指摘もあるだろう。しかし、下関が空白なのは当館所蔵資料群の問題であつて他でも同じである。このような地域的偏りがある中でも、抜き本の分布や江戸時代の謡本の分布に比べて、近代謡本の分布は明らかに山口に集中しており、全くの見当外れとはならないであろう⁴⁰⁾。

このように見ると、江戸時代以降、武士や町人に流行したといわれている謡は、少なくとも防長二国においては一義的には武士の嗜みであつたといえる。それが明治時代に入り、士農工商の一応の解体や、謡本の出版行の盛行に伴い、都市民もしくは富裕層の嗜みへと趣を変えながら、それ以外にも浸透していったといえそうである。

これとほぼ逆の動きをしているのが抜き本である。江戸時代においても、武士が浄瑠璃に全く触れなかったということは⁴¹⁾。しかし自ら浄瑠璃語りするののは一般的ではなかったのであろう。観聴きはするがやるほどではないといったところだろうか。浄瑠璃が庶民の楽しみとされる

所以もこの辺りにあるのだろう。

おわりに

以上、先学の業績に抛りながら、多少乱暴ながらも当館所蔵資料から山口県域の抜き本の分布の特徴を考えてきたわけだが、おおよそ次のようにまとめられよう。

① 十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、海沿いの町人を中心に本の蓄積がおこなわれ、幕末から明治初期にかけて内陸の村落部でも抜き本の所有が進んだ。

② 基本的に浄瑠璃は庶民の楽しみ、謡は武士の嗜みであり、明治時代以降両者、特に謡への乗り入れが始まった。

近代以降、手習い等ではなく、謡が謡として、うたうものとして庶民に浸透していくのは、物心両面の制約がなくなつたこと、教養としてのステイタスの高さが都市居住者に支持されたこと等で説明できるだろう。ではその逆、浄瑠璃が士族層にそれなりに受容される背景には何があったのであろうか。

まずは謡本が庶民へ浸透したのと同様、国司家のような縁組や、明治時代以降地福村の村会議員等を務めた小沢家

のように、近代以降の旧給領地での活動に合わせた越境が考えられるだろう。

これとは別に、大きな影響力を持っていたと考えられるものの一つが新聞である。山口県では明治三十三年（一九〇〇）、『防長新聞』による県下の素人義太夫投票が行われ、結果をもとに番付が作成された^{③④}。これは紙面に印刷された投票用紙に、推薦する素人の名を書いて投票し、その数をもとに番付を作成、上位者による義太夫（浄瑠璃）の大会を開催するというものであった^{⑤⑥}。賛否両論のあった企画だが、特に『防長新聞』の独創ではない。一年前に『都新聞』により同様の企画がおこなわれ、『大阪毎日新聞』も『防長新聞』と同じ年に素人浄瑠璃の投票をおこない、かなり広範囲に票を集めたようである^{⑦⑧}。『防長新聞』ではこの企画について、かねてから強い要望があったとしており^⑨、また、同紙面では浄瑠璃・人形浄瑠璃に限らず、各種演劇が度々取り上げられている。これら芸能と新聞とが密接に結びついていたことが窺える。

この、新聞という一定以上の層が見るメディアに、しかも大きく取り上げられるということは、相応の影響력을持っていたのではないだろうか。実際、大阪文楽座を觀に

行つたとみられる資料が武士の家の文書群にもみられる⁽⁵⁾。地元でやっている身近なものというよりは、大新聞に載るような、有名な劇場にわざわざ行つて楽しむものとして、人形浄瑠璃も受け止められていった可能性もあると現時点では考えている。

繰り返しになるが、抜き本は当館以外にも所蔵されている⁽⁶⁾。そして、当館所蔵文書中の蔵書群も、当時の姿をそのままとどめているわけではない⁽⁷⁾。しかも、これら蔵書群そのものについての分析も進んでいるとはいえず、むしろそちらを先にやるべきであつたとの指摘を受けても仕方ない状況ですらある。故に、正確なデータが取れているとはいい難いのは確かだが、サンプル数等から考えるに実状から大きく乖離しているともいえないだろう。一つの目安となれば幸いである。

別表 諸家文書中抜き本及び謄本の分布

身分	関連地域		家名	A.稽古本				B.謄本			
				江戸	幕末 明治	明治 以降	未詳	江戸	幕末 明治	明治 以降	未詳
士	寄組	周南市	安田	矢戸家※1				5			
		萩市	萩	国司家	5	0	12	3	1		3
	(農)	山口市	船路	桑原家※2	5	6	1	1	1	2)	
		山陽小野田市	厚狭	志道家	10						
	大組	山口市	官野	木梨家						24	
	手廻組	田布施町	田布施上	佐藤家				2			
		山口市	蔵目喜	静間家		1		1			
	無給通	山口市	蔵目喜	静間家		1		1			
	三十人通	山口市	秋徳二島	塩田家				11			4
		周南市	戸田	山田家				1			
農・漁	陪臣	山口市	問田	佐田家						2	1
		美祢市	於福	河野家						1	7
	大庄屋	山口市	地福	小沢家			1			1	3
		山口市	秋徳	山内家							1
	浦庄屋	美祢市	四郎ヶ原	河崎家					1	15	1
		萩市	高佐	蔵田家				1			
	庄屋	長門市	仙崎	持山家	3	4		1	1		
		岩国市	釜ヶ原	藤本家				1			
	畦頭	岩国市	長谷	柳原家		1					
		下松市	瀬戸・米川	内藤家	1	6	4				2
商	給畦頭	下関市	豊浦	山本家		1					
		周防大島町	三浦	佐川家				2			2
	畦頭	周防大島町	土居	武田家			4				
		山口市	徳地上	武永家	1	2		1			2
	給畦頭	山口市	小鯖	小田家		3		1			
		山口市	上宇野令	河野家						1	
	給畦頭	山口市	江崎	原田家			1				
		美祢市	厚保本郷	藤本家※3	1						1
	給畦頭	山口市	深溝	徳田家					2		2
		山口市	鑄銭司	松永家※4			3			1	
他	大年寄	山口市	深川	武本家							1
		山口市	山口	安部家	1			2	2		3
	浦年寄	萩市	江崎	小野家	19	18	1	3			1
	町年寄※5	柳井市	金屋	小田家	29	9	2	6	10		26
	市年寄	周南市	鹿野	原田萬吉家	15	8	5	16			
		岩国市	広瀬	堀江静子家			2				1
	市年寄	山口市	山口	木津屋家	2		9	5	2		
		山口市	山口	藤井家						1	
	市年寄	山口市	下郷	藤津家					1		
		萩市	萩	大庭家※6		1				5	
他	神職	周南市	鹿野	宮本家							1
	近代	山口市	山口	池田家						1	
		山口市	小鯖	清川家							1
	コレクション	長門市	愛海	那須家			1	4			
		山口市	石川卓美	石川卓美						1	
		山口市	長谷家	長谷家							9

* 当館諸家文書中より抽出した。

* 三味線、鼓、笛等の本は除外してある。

* 本の年代は刊記、板元、書き込み、蔵書印等から判断した。

* 板元及び所有者の生年から、幕末から明治時代にかかるとしか判断できないものを「幕末明治」欄に分類してある。

※1 矢戸家文書(山口市)。

※2 国司家文書中にあり。

※3 津田家文書(千葉市)中にあり。

※4 松永家文書(山陽小野田市)。

※5 のち大組士に取り立て。

※6 高津家文書(山口市)中にあり。

註

- ㉔ 義太夫節及び浄瑠璃、人形浄瑠璃については多様かつ膨大な研究がある。本稿では鳥越文三・内山美樹子・渡辺保編『岩波講座 歌舞伎・文楽 7 浄瑠璃の誕生と古浄瑠璃』『同 8 近松の時代』『同 9 黄金時代の浄瑠璃とその後』(いずれも岩波書店、一九九八年)、内山美樹子『浄瑠璃史の十八世紀』(勉誠社、一九八九年)、吉田伸之『日本の歴史 17 成熟する江戸』(講談社、二〇〇二年)等を参照。
- ㉕ 前掲註(1)の他、神田由築「都市文化と芸能興行」(『都市文化研究』三、二〇〇四年)等。
- ㉖ 山口県教育委員会文化財保護課『山口県の民俗芸能——山口県民俗芸能緊急調査報告書——』(二〇〇〇年)。作成にあたっては同書「一次調査リスト」を基礎に、山口県教育委員会社会教育・文化財課『山口市の民俗芸能』(二〇〇九年)により補足した。尚、伊陸の糸あやつり人形芝居のように、語りが義太夫節ではないことがはっきりしているものは除外してある。

- ㉗ 細田明宏「山口県の義太夫師匠・竹本住寿太夫氏に聞く」(『帝京日本文化論集』二三、二〇一六年)。
- ㉘ 内田家文書(防府市) 2855、3855、部坂家文書 33、35等。
- ㉙ 安部家文書 1323、1475、河野家文書(山口市) 582、亘理家文書 603等。
- ㉚ 稽古本(後述)は諸家文書中に多く含まれ、確認し得た限りで二四〇件近くある。
- ㉛ 増野家文書 390、佐川家文書(大島) 76等。
- ㉜ 神谷朋衣「近世の東海地方における地域文化の形成——歌舞伎浄瑠璃の受容と村芝居の上演を通じて」(『早稲田大学総合人文科学センター研究誌』一、二〇一三年)、長瀬淑子「阿波人形浄瑠璃伝承への取り組み」(『徳島地域文化研究』創刊号、二〇〇三年)等。
- ㉝ 神津武男『浄瑠璃本史研究——近松・義太夫から昭和の文楽まで——』(岩波書店、二〇〇九年)
- ㉞ 同右書第一部第一章。
- ㉟ 隣のB部分については第三章にて詳述。
- ㊱ 当館には郷土史研究者の蔵書や調査ノートからなる文書群もある(石川卓美文庫、近藤清石文庫、御園生翁甫文庫、他)。これらの中には旧家の文書目録等も含まれており、今回調査対象資料が記載されている可能

性もあるが、今回はデータの精度と再現性においてバランスが取れないと判断し、検討対象からは外した。

(14) 職人の家の文書は今回該当する資料がないので割愛。

(15) 松永家文書（山陽小野田市）等。詳しくは当館諸家文書目録（ウェブ閲覧可）参照。

(16) 塩田家については、当館諸家文書目録では「関連地域」が萩市となっているが、同家は小郡宰判二島村（現在の山口市秋穂二島）の在郷諸士であり（『防長風土進案』他）、近代に入ってから同地に居住、活動していたことから、別表では「関連地域」を山口市秋穂二島としてある。

(17) 板元の変遷と大まかな年代に関しては、前掲註（10）二二・二三頁の「浄瑠璃本板元の系譜と板木移譲過程」に簡潔にまとまっている。詳論は第二部にあり。以下、板元に関してはこれを参照した。

(18) 前掲註（1）。

(19) 前掲註（9）。長瀬論文では、稽古用の本は庄屋等が用意していた事例を紹介している。

(20) 次項にて紹介。

(21) 前掲註（3）。

山口県内浄瑠璃関係資料の分布について（重田）

(22) 今回本文では「資料」の語を使うが、表2～5の資料の名称を記入した欄の項目名については、検索の便を考慮し、当館データベースの記述項目に従って「文書名」としてある。

(23) 同文書1「桑原家系譜」中にも畔頭等を務めた人物がいる。たとえば同家文書¹²¹⁰～¹²¹²「真田三代実記」は天保期の青木家関係の書込みを持つ。但し、青木家旧蔵書

（表4「書込み」欄中斜字）に関しては、他家の蔵書に比べて出現率が高いので、縁組等による移入の可能性もある。各家の詳細と併せ、今後の課題としたい。

(24) 橋口侯之介『和本入門』（平凡社、二〇〇五年）他。

(25) 小野家文書¹⁰⁹³、¹¹⁷⁰。それぞれの裏見返しに「此本

（を）貸すことおしくはなけれども…」とある。

(26) 当時の小野家の人が蒐集したのか、移入した蔵書群に含まれていただけなのか、現時点では判断する材料がない。これも今後の課題としたい。

(27) 横田冬彦『近世書物文化史の研究』（岩波書店、二〇一八年）工藤航平『近世蔵書文化論』（勉誠出版、二〇一七年）等。

(28) 表章「“うたひ”（謡）考—その発達史を中心に—」（『文学』二五・九、一九五七年）。

(30) 田草川みずき『浄瑠璃と謡文化』（早稲田大学出版部、二〇一二年）。

(31) 観世流以外の謡本の出版が始まるのは江戸時代後期から、盛行するのは明治時代以降である。大谷節子「謡本伝授と謡本」（『神戸女子大学古典芸能研究センター紀要』三、二〇一三年）、高橋葉子「謡本から見た梅若家と観世喜之家―近代観世流の節付改革」（『武蔵野大学能楽資料センター紀要』二八、二〇一六年）等。

(32) 筆者は以前山口市歴史民俗資料館においてやはり謡本の分布を調べたことがあったが、刊年のまとまった、三十冊前後の謡本を持っている資料群がいくつかあった（山口市歴史民俗資料館 0635・061・085、1257・001・027、3901・001・035）。中には専用の桐箱まで備えているものもあり（同 1254）、所謂全集刊行のような雰囲気が見える。

(33) 岩国が正式に藩となるのは慶応四年（一八六八）。

(34) 小山良昌「岩国領における町人勤功」（『山口県文書館研究紀要』三、一九七四）

(35) 更に言うと三味線譜や箏曲譜もある。

(36) 基本的には旧山口町。近代以降、高等教育機関の教員や官公庁関係者が多く居住しており、そのような層が様々なコレクションを当館に寄贈している。

(37) とはいえ、政治都市である山口と商業都市である下関とは住民構成にも違いがあるはずで、下関の謡本所有状況がわかると、都市民の趣味としての謡について、また、近代山口と下関の地域性について、踏み込んだことがいえそうである。

(38) 増野家 390「若殿様上洛の節聞書并大功記十段目抜文句書上」。徳島藩では藩主が主催する会もあったようである（前掲註（9）長瀬論文）。

(39) 河野家文書（山口市） 583。同新聞における初出は明治三十三年四月十五日号欄外社告。

(40) 但し大会は北清事変の影響で延期、実施は不明。

(41) 前掲註（2）。

(42) 明治三十四年二月二日。

(43) 亘理家 603「大坂文楽座番付」。

(44) 前掲註（10）。

(45) 例えば、明治時代後期以降、県内で図書館の開館が相次ぐ中で、士族や資産家から蔵書の寄付が広くおこなわれた（木梨家文書 535等）。このような流れの中で、流出した蔵書も多い。